

## 平成30年度第7回常設審議委員会議事録

1 日 時 平成30年11月22日（木） 10時00分開会 11時20分閉会

2 場 所 湯梨浜町 国民宿舎水明荘

### 3 出席者

- (1) 常設審議委員 20名／15名（出席者は別紙名簿のとおり）
- (2) 鳥取県経営支援課 中西課長補佐、岡本係長、河本主事  
総合事務所農林局 (東部) 吉尾主事  
(中部) 前田係長  
(西部) 平田主事  
鳥取市農業委員会 岡本係長、川口主事  
南部町農業委員会 芝田事務局長、亀尾事務局長補佐  
湯梨浜町農業委員会 藤井事務局長  
倉吉市農業委員会 森石事務局長、隅主任
- (3) 事務局 倉益事務局長、森井参与、田中次長、岡田課長補佐、  
谷口課長補佐
- (4) 傍 聴 南部町農業委員・農地利用最適化推進委員 14名

### 4 開 会（倉益事務局長）

おはようございます。

平成30年度第7回常設審議委員会を開会いたします。

まず、本会会議規則第7条に基づきまして、出席委員数の報告をいたします。本日は20名中15名の御出席をいただきました。運営規程第4条第4項の規定に基づく定足数、過半数に達しておりまして、本委員会が成立することを報告をいたします。

なお本日は南部町農業委員会の農業委員、推進委員さんが傍聴に来られていることをご報告いたします。

それでは、上場会長に御挨拶いただきます。よろしく願いいたします。

### 5 上場会長挨拶

ご多忙の中ご出席いただきましてありがとうございます。

南部町の農業委員会の皆様方のご出席、大変うれしく思います。できることなら各市町村の方も代表だけでも計画的に傍聴いただければ、より一層良くなっていくと思います。新しい一歩を南部町の方に切り開いてもらったと思います。

昨日はJAの第49回大会が開催され、向こう3年間の方針が決定されました。農業会議、担い手機構共々、問題を共有し取り組んでいきたいと思っております。JAも農業委員会の取組にご支援を賜りたいと思っております。

農業委員会サイドの取組は各町で力強い取組が始まっております。先週金曜日には市町村担当者会議を開催しました。いつもより出席が多く、全員が前を向いて熱心に議論しました。八頭町では田中農場とこおげ農業開発センターが農地をシャッフルして両方が農地の集約を図るということで話がまとまりました。ここは、こおげ農業開発センターの経営問題から端を発しており、農地を集約して経営力を高めないといけないということから始まりました。

昨日は南部町では平場の手間で、向こう3年間に出てくる農地を誰が受けようかとい

うことで集まり熱心に討議されました。

日吉津村では村の座談会が始まりました。担い手機構が張付けできないところをどうしていくかについて、いろいろ問題もあり結論が出ないので、村長は結論を持たずに村に入りまして、どうすれば良いか意見をもらいたいと参加しましたが、本音の話し合いが出来たということです。

12日、13日は農林水産省がヒアリングに入りまして琴浦町、日野町、米子市で聞き取りが行われました。話し合う以前にいろんなことがあって、話し合いが出来ない場合があったり、大型農家は大事だけど小さい農家もつぶすなという意見もあり、地域政策という視点が必要ということ農水省も聞いて返りました。

日野郡3町の農業委員会研修会には南部町の恩田会長にご出席いただき農業会議副会長の立場で最後までご出席いただきました。中部は北栄町と琴浦町のように会長の交流がありますが、東部の方でも会長の協議会や交流があればと思います。

来週は全国の会長代表者集会、その後、我々の農業委員会研修会大会が開催されます。

東京では、中間管理事業の5年見直しがすすんでいます。自民党の資料では手続きを簡単にする、村の話し合いを農業委員、推進委員がリードしていく立場を法に明記していく方向で次期国会に上程されるようです。具体的に法律が動くのは、来年の今頃からと考えられます。農業委員の取組を法律に明記しもう一つ前に出るということになっておりますので、来週の東京でもそういう話がでてくると思います。

今日は議案は2件です。この会の後、理事会を予定していますのでこの会は11時15分頃までと考えていますので、ご審議にご協力をお願いします。

## 6 議事録署名委員の決定

議長 議長から指名させていただきます。

(上場会長) では、鳥取市の濱田委員さんと、境港市の足立委員さんをご指名いたします。

## 7 報告事項

### (1) 先月の農地転用許可の状況について

県経営支援課 (資料1により説明。質疑なし)

### (2) 鳥取市の砂利採取に係る一時転用事案の対応について

事務局 (資料2により説明)

議長 この会でどういうルールにするか結論が出来ていないので、全体で議論しルール化したいと思っております。

以前、XXXXXXXXXXがこの件で陳謝され、いい具合にしますと約束されたが、XXXXXXXXXXがXXXXXXXXXXになり、XXXXXXXXXXに交替し、そこの引き継ぎが出来ていないので、そこは鳥取市農業委員会が内部で取り組んでいく必要があります。2～3ヶ月必要と思っております。この問題は確約書の前に、担当の農業委員、推進委員はどなたなのか、そして遊休農地の利用状況調査、利用意向調査はどうされているのか。平素の農地の最適化の活動があればこそ、地主の意識がかわるものです。ただ書いて出せと言うだけではないものと思います。そこが北栄町や倉吉市の取組と鳥取市さんの農地の最適化の取組の温度差があります。法令業務の前に日常

の語りかけがあると思います。お手元の資料に議事録を付けていますが、事柄は平成25年9月の常任議員会議、25年10月の常任議員会議、26年4月、8月、11月、27年の7月、10月、28年の7月と議論がありまして、私も申し上げてきたことで、この経過も大事にしながら、とりまとめをさせてもらったと思います。砂利採取があるのは、主に中部と鳥取市で、智頭や西部の方にはありません。意見聴取に関する問題ですので取りまとめたいと思います。

皆さんのご意見を伺いたいと思います。山脇さんどうですか。

山脇委員 (意見なし)

議長 山脇さんも参画してもらい、ご指導いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。小林副会長はいかがですか。

小林委員 (意見なし)

恩田副会長 南部町と鳥取市は業務委託を受けている。すごい重い責任を負っているわけです。何か問題を起こされて、この会に出されるということ自体がおかしいと思います。会長はどういう考えか聞きたいと思います。

議長 発言の前に、濱田会長から発言をお願いします。

濱田委員 前回の常設審議委員会に会長と事務局長が不在ということに対しまして、大変ご迷惑をおかけしました。申し訳ございません。

鳥取市の砂利採取の一時転用は、過去の指導の下、県の維持管理課を含めて農業委員会事務局と農業委員、推進委員と勉強会を重ねており、改善を図っております。

復元後は土地所有者と話し合いを重ね確約書が形骸化しないように取り組んで参りたいと考えています。復元後は、継続して徹底した指導の下、営農の確約が出来る指導をしたいと考えています。今後ともご指導、ご鞭撻をよろしくをお願いします。

議長 鳥取市は面積が県土で1割以上を占めますので、法令業務は数多くて事務局は頑張っていると思います。

農地の利用最適化となると、県の西部は南部町では法人もあり生産が盛んです。しかし、いなば管内では、どうしようかという課題を抱えておられると思います。

法令業務の知事の委任を受けているのは鳥取市、南部町であり、こうやって南部町の農業委員さんらが全員来られていますが、恥ずかしくないように頑張ろうということで、一生懸命取り組んでもらっています。鳥取市さんが、今はきちんと出来ていると思いますが、もう一つも二つも県内の自治体のトップにでてもらうように、実際やられていることをきちんと皆様に知らせるとかそれがないと、何をしているのかということになりますので、そこを含めて取り組んでもらえたらと思います。

そういうことで、頑張ってもらおうということで恩田さん、どうでしょ

う。他に皆さんでどうでしょう。

小林委員 鳥取市の砂丘地の砂利採取の後作は、畑地灌漑が、施設があつて稼働するのかどうか、浜村のところ現地確認したけど、灌漑施設もなく、嵩上げしたということで、現地を見ると野菜の種を播いた跡があるが、生育していないということがあった。今後、やられた後の農地を継続するための環境をどうするかが大きな課題と思っています。

議 長 8月に県庁幹部と農業会議の役員の意見交換で、土地改良の道路が狭いとか、スプリンクラーが壊れたりしますと遊休農地が増えてきて、最後は3条資格者がいなくなって、土地改良賦課金が集まらなくなって、最後は、土地改良区にきますよという話をしたわけです。そうしたら、幹部が現場を見たいということになり、12月25日に案内する段取りにしています。

小林会長からありましたように湖東大浜は、飛行場の周辺はアスベストの配管があつて、賦課金が高くどうするかが問題です。これは湯梨浜の砂丘地も同じです。大山、淀江の国営畑かんの受益は非常に問題がございます。今日は、経営支援課しか来ていませんが、今の小林会長のよう土地改良サイドと現場が提携しませんと、農業委員会だけでは前に進みません。今の発言を踏まえまして、もう一度県の方へ伝えたいと思います。

他に皆さんどうでしょう。福田さんどうでしょう。

福田委員 (意見なし)

議 長 この件は継続検討します。3月のまとめを目指して事務方に頑張ってもらいたいと思います。県の方から意見はありませんか。

県経営支援 今の話は、課長へ伝えます。

課

議 長 部長まで伝えてくださいと言ってください。

## 8 審議事項

### (1) 農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について

議 長 報告は倉益局長からお願いします。。

事務局 (資料3により、農業委員会総会付議事案(平成30年11月)を説明。)  
(農地法第4条は、意見聴取事案なし)  
(農地法第5条は2件の意見聴取あり、30aを超える説明事案は1件で、湯梨浜町の事務局が事案説明資料により説明。現地調査を11月14日に実施し山脇委員が報告。その他の事案1件は事務局が一覧表により説明)

【湯梨浜町の事案】

恩田副会長 申請者は以前、農地がなかったのか。農園とあるのは農地でないか。

湯梨浜町農業委員会事務局長 この法人は以前は農地は持っていませんでした。現在ある農園は農業委員会としては庭園の一部と判断しています。農地としての管理も出来ていませんでした。しかし、新しく作るものは利用者にきちんと耕作していただくこととしています。

恩田副会長 農園は農地なんです。■■■■■は厚生されるために、いろいろなものを作り販売されるんですから、事実を言ってください。

議長 ■■■■■がなにゆえに農園を持ってどうするのかをきちんとしてもらうとして、ここは農地法第5条なので、3条に係るところは農業委員会で所管されますが、やはり関連がありますから聞いておかないといけません。問題は全体面積いくらでいくらなのか。分筆してないですから、その分筆しない理由はなにか。そして、この農園はずっと農園として使用するか、先ざきは転用する見込みなのか、その農園の位置づけと転用部分について説明してください。

湯梨浜町農業委員会事務局長 不勉強でした。新設農園は分筆した上で、農地として区分を明確にして登記できるようにしてくれと指導しています。きちんと分筆した上で農地として確保されるものです。事業団の方も入所者が適切に農地として管理するという前提での事業と確認しています。

恩田副会長 許可根拠の決定に公益性が高い事業とあるが、■■■■■は営利団体です。一般の法人ですから、きちんとしてください。

横山委員 事業内容に特別養護老人ホーム等と書いてあるし、老人居宅介護事業等と書いてあるが、それ以外のことをするということが明確に書いてないが、「等」としてそれ以外のことをするんですね。

湯梨浜町農業委員会事務局長 事業の内容で「等」と書いてあることについてですが、事業団の定款の目的に書いてあることは、この社会福祉法人は次の社会福祉事業を行うということで、第1種社会福祉事業として、養護老人ホームの経営、特別養護老人ホームの経営、障害者支援施設の経営、第2種社会福祉事業として、障害福祉サービス事業の経営、老人短期入所事業の経営、老人居宅介護等事業の経営がありますので、主だったものでまとめさせていただいて、「等」と記載させていただきました。ご容赦願いたいと思います。

また、恩田会長からの質問については社会福祉法人としての事業を行っております。農地法第5条第2項の不許可の例外に、公益性の高い事業、収用等事業についてありますのでそれに、該当すると判断しているものでございます。

恩田副会長 例外になるものは何があるか、教えてください。

湯梨浜町農業委員会事務局長 農地法第5条第2項の但し書きということで、その他政令で定める相当の事由があるときということで、施行令第11条第1項第2号ホ並びに施行令第4条第12項第2号ホの中に公益性が高いと認められる事業で農林水産省で定める事業の用に供するために行われるものであること。また、公益性が高いと認められる事業で、規則第37条に令第4条第1項第2号ホと規則37条第1号土地収用法その他の法律により土地収用しまたは使用することができる事業ということで唱われています。

議長 それで間違いないと思いますが、常設審議委員会の趣旨なり、農業委員会で許可する趣旨は、性悪説の基づいて、もしかすると間違いがあるかもしれないということでこの会が必要な訳ですから、頭から性善説でいくと、成り立たない。だから事業主体の[ ]は、こういう事業をするところですか、一般社団だとか、当然どんなことでも公益性はある訳ですが、審議にあたり公益性が出ると、審査ができなくなるので、そこは説明のしぶりをちゃんとしてくださいということが、指摘の趣旨ですから、ということをご理解いただけたらと思います。恩田さんそういうことでよいですか。

それではもう一つ、小林さんどうぞ。

小林委員 確認しますが資料2の中で、鳥取市の砂利採取に係る一時転用の対応についての報告の中に1番の②に農地復元工事の埋め戻し用土の確保状況を明確にするとあるが、今回は40から42cmの嵩上げをするということで、その埋め戻し骨材をどこから、どのような形でとってくるのか、あるいは森林法とか、保安林の方から採ってくる場合は、許可が要りますし、そのあたりの説明が不足していると思いますが、いかがですか。

湯梨浜町農業委員会事務局長 表土をすき取った上で、それを確保しておいて造成し、その上にすき取った表土をもどし、利用する計画となっています。埋立の土の材料は真砂土を町内で確保しています。

小林委員 真砂土で埋め戻しは分かりませんが、その真砂土はどこからどのように確保するのか。保安林だったら、保安林解除の許可が要ります。森林法にも抵触します。どういう現場から確保して埋め戻しするのか、そこを説明してください。

湯梨浜町農業委員会事務局長 町内の真砂土採取事業者から真砂土を購入して、入れるということです。

山脇委員 真砂土の採取業者は去年、東郷の方面というところで、真砂土を採取するというので、この常設審議委員会で審議をし、承認をしています。そこから購入し、埋め立てするということです。

議長 他に質問意見がなければ、この件は 農地についてどうするかという聞き取りをもう一度してもらいまして、次の回でご報告してもらおうということにさせていただきたいと思います。  
江府の件も含めまして、ご意見ありませんか。

(発言なし)

(採決) 他に意見がないので、農地法第5条案件は原案のとおり決定をしてよろしいか諮ったところ異議なく可決承認した。

## 9 情報提供

### (1) 農業経営相談所の開所式と農業経営サポート事業研修会について

事務局 (資料4により説明。質疑なし)

### (2) 農業委員会職員研修会について

事務局 (資料5により説明。質疑なし)

### (3) 農林水産省の農業委員会に対する活動促進脚について

事務局 (資料6により説明。質疑なし)

### (4) 平成30年度市町村農地担当部課長及び農業委員会事務局長等会議について

事務局 (資料7により説明。質疑なし)

### (5) 農業委員会だより全国コンクール県代表選考要領の制定と応募状況について

事務局 (資料8により説明。質疑なし)

### (6) 平成30年度農業委員会特別研修大会について

事務局 (資料9により説明。質疑なし)

### (7) 本会職員の懲戒の手続きに関する取扱規程等の制定について

事務局 (口頭説明。質疑なし)

### (8) その他

議長 最後に、資料6に県内事務局の状況をまとめています。鳥取、米子は6人となっています。町村は2人であり、転用の件数は鳥取が59、米子

が112、倉吉が40であります。日野は1となっており、非常にバラツキのあるということを承知おきしてもらって、冒頭の中西補佐の説明が全県トータルの話であって、市町村によって相当な開きがあるということをご理解いただけたらと思います。

今日は、時間は短かったですが、充実したご意見を頂戴したと思っています。

南部町の皆さんには、こんなことで済まなくて、もっと激烈な討論になることがありますけど、今日はコンパクトでよかったと思います。皆さん今日はお世話になりました。ご苦労様でした。

## 10 その他

### (1) 次回開催予定

事務局            次回は、12月21日（金）10時から、倉吉シティーホテルで開催  
します。

議 長            では以上で、会を終了します。